

令和4年神審第41号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月12日12時30分

和歌山県串本港南方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		4.1トン	1.3トン
登録長		11.08メートル	7.47メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		276キロワット	36キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター、魚群探知機など、右舷側にレーダー、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客8人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和3年12月12日05時45分串本港を発し、和歌山県潮岬南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分目的の釣り場に到着して釣り客に遊漁を行わせたのち、帰途に就くこととし、12時10分串本港に帰航する僚船3隻とともに釣り場を発進し、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たって潮岬南方沖合を東行した。

a受審人は、12時25分串本港南方沖合1.2海里に至り、右舷方を同航する前示僚船とともに同港に向けて北上を始め、その後、予定進路上の和歌山県苗我島東方沖合を一見して船舶を認めなかったことから、僚船に気を向けながら北上を続け、12時27分苗我島灯台から163.5度（真方位、以下同じ。）1,360メートルの地点で、針路を同島東方沖合に向く352度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

12時28分a受審人は、苗我島灯台から160.5度990メー

トルの地点に達したとき、正船首740メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を風上に向けてほとんど移動しない様子から、錨泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、右舷方の僚船に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、12時30分苗我島灯台から131度310メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その右舷船首部がBの左舷船尾部に後方から41度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾部に操舵区画を設け、同区画前部中央に舵輪、その前方に魚群探知機及びGPSプロッター、左舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した和船型のFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日05時50分串本港を発し、和歌山県大島南方沖合の釣り場に到着して移動しながら釣りを行ったのち、苗我島東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、苗我島東方沖合の釣り場に到着後、10時40分衝突地点付近で、長さ1.3メートル重さ5キログラムの錨鎖を取り付けた重さ約20キログラムの四爪錨を水深43メートルの海中に投げ、同錨鎖に連結した直径13ミリメートル長さ100メートルの合成繊維製索のうち60メートルを繰り出して船首部の電動ウインチのローラーに巻き付けて係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないで、船首を西方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b受審人は、同乗者を中央部に配し、自身は船尾部でいずれも右舷方を向いて釣りをを行い、12時27分半左舷方930メートルのところにAを初認し、航行中の同船が錨泊中の自船を避けるものと考え、その後、次の釣り場に移動することとし、機関を始動して揚錨を始めたところ、錨が根掛かりしたことから、同乗者を船首部に配して電動ウインチの操作を行わせ、自身は操船に当たって根掛かりを外し始めた。

12時28分b受審人は、衝突地点で、船首が311度を向いたとき、Aが左舷船尾41度740メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、根掛かりを外すことに気を奪われ、Aの接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、錨索を放し、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、12時30分僅か前左舷船尾方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が311度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部に擦過傷を生じ、Bは、左舷中央部ないし左舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のち修理され、b受審人が、腰椎捻挫を負った。

#### (航法の適用)

本件は、串本港南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近海域には、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、串本港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、串本港南方沖合において、同港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、右舷方の僚船に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、串本港南方沖合において、錨泊中、左舷方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船の接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、釣り場を移動するために揚錨を始めたところ、錨が根掛かりしたことから、根掛かりを外すことに気を奪われ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続けて衝突を招き、A、

B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月8日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭